

○木更津市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

平成30年7月20日告示第210号

改正

令和2年3月25日告示第78号

令和2年10月21日告示第283号

木更津市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中心市街地のにぎわいを創出するとともに、市内業者を育成することにより地域経済の活性化を図るため、市内の空き店舗を活用した事業を行う者に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 中心市街地 木更津駅周辺の別に定める区域をいう。
- (2) 空き店舗 中心市街地に所在し、店舗として活用できる状況にありながら商業活動が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）のうち木更津市空き店舗情報登録制度要綱（平成29年木更津市告示第217号）の規定に基づき登録されているものをいう。
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は各種団体若しくは個人（政治活動又は宗教活動を行うものを除く。）で、空き店舗にかかる所有権、賃借権又は売却を行うことができる権利を有する者と賃貸借契約、売買契約その他これらに類する契約を締結して、事業を営もうとする者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中心市街地の空き店舗を活用して新規に出店する事業者（以下「新規出店者」という。）が行う次のいずれにも該当する事業（以下「新規出店事業」という。）とする。

- (1) 小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与すると市長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）であるもの

- (2) 第6条に規定する申請を行う年度内に補助金の交付の対象となる事業を開始する見込みであるもの
- (3) 出店後2年以上継続して営業するもの
- (4) 午前9時から午後5時までの間の3時間以上の営業を週5日以上のものであって、週40時間以上営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの
- (5) 中心市街地の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの
- (6) 一の建物であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が300平方メートルを超える小売店舗内で営業するものでないもの
- (7) 改装等について、市内に本店、支店又は営業所を有する法人若しくは個人事業主である施工業者と工事請負契約を締結するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等
- (2) フランチャイズチェーン方式による事業
- (3) 本市で実施する他の制度による補助金又は助成金（融資に伴う利子補給金は除く。）を受けている事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるもの
（補助対象資格）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

2 新規出店者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 対象店舗の属する商店街で積極的に事業を営む意欲があること。

(2) 購入した空き店舗の前所有者、賃貸借契約を締結した空き店舗等の所有者又はこれらの者と生計を一にする者若しくは3親等内の親族関係にある者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものに要する経費とする。また、補助額は、新規出店事業に係る改装費用に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、かつ、補助金の限度額は50万円とする。ただし、木更津駅西口地区の空き店舗に係る新規出店事業の補助金の限度額は100万円とする。

- (1) 内装並びに外装工事
- (2) 給排水衛生設備工事
- (3) 空調設備工事
- (4) サイン工事（店舗と一体になっているもの）
- (5) 電気照明等の設置工事
- (6) その他これらに類する工事

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木更津市空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による木更津市空き店舗活用支援事業補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第7条 事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、変更中止承認申請書（別記第3号様式）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく事業実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、補助対象事業の成果が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第5号様式）を交付する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助金の確定を受けた申請者は、補助金交付請求書（別記第6号様式）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 新規出店後2年以内に、第3条第1項各号に掲げる補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第4条に掲げる条件を備えていないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他不相当と認められる事実があったとき。

(事業者の協力)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、地元商店街の実施する事業に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第78号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月21日告示第283号）

この告示は、令和2年10月21日から施行する。